

令和7年度千葉県放課後児童支援員等研修事業の業務委託に係る 企画提案実施要領

1 趣旨・目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、共働き世帯が増加する中、親の仕事と子育ての両立支援や子どもの放課後における適切な遊びの場及び生活の場を確保するために重要な役割を担っています。

このため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき、放課後児童健全育成事業に従事する者として必要な知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心構えを認識し、全国共通の資格である「放課後児童支援員」となるための認定資格研修及び放課後児童支援員や補助員の資質の向上を図るための研修を実施します。

研修の実施にあたり、研修のノウハウを有する事業者に委託するため、広く企画提案を募集します。

2 参加方法

企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和7年度千葉県放課後児童支援員等研修事業の業務委託に係る企画提案募集要項」に基づき、参加手続きを執るものとします。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部子育て支援課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができます。

3 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者として選定します。

なお、審査は非公開で実施します。

4 選定基準

審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選定するものとし、詳細については別途定めます。

- (1) 事業の的確さ、有効性
- (2) 事業の実現性
- (3) 専門性
- (4) 実績
- (5) 組織の安定性

附則

この要領は、令和7年1月29日から施行する。